

分野別情報**第3回化学物質・汚染物質専門調査会幹事会議事概要****■第3回化学物質・汚染物質専門調査会幹事会■**

平成20年5月13日(火) 10:00~10:50

場所:食品安全委員会 大会議室

議事概要:

(1)食品中の鉛に関する食品健康影響評価(「自ら評価」)の審議体制について

・鉛を「自ら評価」として食品安全委員会で審議することとなった経緯について、事務局から説明。

・鉛の「自ら評価」の審議については、化学物質・汚染物質専門調査会に鉛ワーキンググループを設置し、器具・容器包装専門調査会の専門委員及び外部からの専門家を加えて行うこととなった。

(2)食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について

・評価書(案)について、前回幹事会後の修正内容が了承され、食品安全委員会へ報告されることとなった。

(3)水道水の水質基準の設定

(1)1, 1-ジクロロエチレン

(2)1, 2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体)

・平成19年3月15日に食品安全委員会から厚生労働省へ答申した清涼飲料水における食品健康影響評価と同じ耐容一日摂取量(TDI)でもって食品安全委員会へ報告されることとなった。

<参考>

1)自然界に広く分布している、加工しやすい重金属です。ハンダ、合金成分、ガラス、食器、顔料、バッテリーなど様々な用途に使われています。1970年前半に鉛による大気汚染が問題になりましたが、有鉛ガソリンの使用規制等により、現在では大気中鉛濃度は大幅に減少しています。

2)自然界に広く分布している銀白色の重金属です。主な用途として、ニッケル・カドミウム蓄電池の電極材、ポリ塩化ビニルの安定剤、プラスチック・ガラス製品の着色料などに使われています。

3)1, 1-ジクロロエチレンは、家庭用ラップ、食品包装用フィルム、樹脂の材料として使われている有機化学物質です。シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレンは、プラスチックの原料として使われている有機化学物質です。これらは水系での汚染が知られています。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

[プライバシーポリシー](#)